

兵庫県住宅再建共済制度のあり方の検討に係る報告書 (最終報告)

令和7年11月10日
兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会

目次

1 検討の趣旨	・	・	・	P1
2 制度の理念	・	・	・	P2
3 制度の必要性	・	・	・	P3
4 課題①自助・公助・共助のバランス (共助の必要性)	・	・	・	P4
5 住宅再建費用等を踏まえた 自助・公助・共助のバランス(共助の必要性)	・	・	・	P5
6 課題② 財政的リスク	・	・	・	P6
7 財政的リスクに対する対応策の検討	・	・	・	P7
8 対応策-①給付金の減額	・	・	・	P8
対応策-②加入者負担金の増額	・	・	・	P9
対応策-③再保険の活用	・	・	・	P11
対応策-④給付金支払限度額の設定	・	・	・	P12
9 関連条項の取扱い				
①条例第14条 (損失補償)	・	・	・	P13
②条例第6条第6項第1号 (複数年一括支払い)	・	・	・	P14
10 制度見直しに伴う共済契約の取扱い	・	・	・	P15

〈参考資料〉

1 共済給付金所要額の試算結果	・	・	・	P16
2 制度創設の経緯	・	・	・	P18
3 制度の概要	・	・	・	P19
4 加入状況	・	・	・	P20
5 住宅再建共済給付金支給実績 (災害別)	・	・	・	P22
6 積立資産の残高推移	・	・	・	P23
7 被災者生活再建支援制度の改正概要	・	・	・	P24
8 地震保険世帯加入率の推移	・	・	・	P25
9 都道府県独自の被災者生活再建支援制度	・	・	・	P26
兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会の概要	・	・	・	P27

1 検討の趣旨

- (1) 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、住宅所有者相互の共助の仕組として、兵庫県が独自に、平成17年9月に兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）を創設した。
- (2) 創設から20年が経過し、この間に①南海トラフ地震の被害想定の発表、②風水害の頻発化・激甚化、③被災者生活再建支援制度の拡充など、様々な制度をとりまく環境の変化がある中で、制度の見直しを行っていない。
- (3) このため、負担金水準や給付金額など現状を踏まえた今後の制度のあり方を検討する。

2 制度の理念

- (1) 阪神・淡路大震災では、約8割の方が近隣住民により救出されたと言われ、大規模災害における「共助」の重要性が注目された。
- (2) 復興過程では、被災者の生活再建の基盤となる住宅再建に大きな困難が生じ、その結果としてコミュニティや地域経済など被災地域全体の再生に影響が及んだ。
- (3) この経験と教訓から、県議会や県関係者が中心となり、国民的关心を高めるための署名活動を展開し、全国で2,500万人の署名を集めた。平成10年には、被災者生活再建支援法が成立するに至ったが、当時は同法による支援金を住宅本体に充てることはできなかった。
- (4) これを受けて兵庫県では平成17年3月、兵庫県住宅再建共済制度条例が全会一致で可決され、同年9月、兵庫県住宅再建共済制度がスタートした。
- (5) 助け合いの精神に基づき拠出された加入者からの負担金により、住宅再建の経済的負担を分かち合うという制度の理念は、現在においても理解できる。

3 制度の必要性

- (1) 制度創設以来の情勢変化に伴う自助と公助の充実により、制度の必要性が変化していることが認められる。
- ・家計地震保険の加入率の上昇
【H17⇒R5】全国：20.1% ⇒ 35.1% / 兵庫県：15.2% ⇒ 35.0%
 - ・家計地震保険に上乗せできる新たな保険商品の開発
 - ・他の共済における自然災害を広くカバーする商品の販売
 - ・被災者生活再建支援制度の拡充（最大300万円、使途の制限なし）
- (2) 加入率は令和7年3月末現在で9.4%であり、概ね横ばいの状態が続いているが、一戸建てに限れば13.6%であること、30%を超える市町もあることから、県民から一定の理解を得られている。
- (3) また、県からの委託により事務的な運営コストが抑えられ、低額の負担金と簡便な手続きにより給付金を受給できる。これまで、主に中規模の災害において、計456戸695,250千円の給付実績があり、災害への備えに有用として、加入者からも理解と感謝が得られている。
- (4) 南海トラフ地震の発生が懸念されるとともに、風水害についても頻発化・激甚化するなか、兵庫県独自の被災者生活支援策が後退することのないよう、創設以来の情勢変化や課題を踏まえた見直しを行い、制度を存続させることが必要と考える。

4 課題① 自助・公助・共助のバランス（共助の必要性）

- (1) 給付金と負担金の水準については、制度創設時の住宅の再建費用を試算し、
自助：共助 = 1 : 1 として給付金額を算出したうえで、これをもとに負担金額を試算している。
- (2) 当時の被災者生活再建支援制度では、対象世帯に年収要件があったほか、
住宅本体の再建に充てることができなかつたため、公助として除外されているが、現在はこうした制限がない支援金（上限300万円）が支給される。
このため、公助による支援、現在の住宅再建費用等を踏まえ、共助の必要性を検証する。

●再建築費用の試算（制度創設時）

一戸あたり平均床面積 (71.7m^2) \times 1 m^2 あたり再建築費用 (166千円) = 12,000千円

※「住宅土地統計調査」及び「建築着工統計」の数値を基に試算

5 住宅再建費用等を踏まえた自助・公助・共助のバランス（共助の必要性）

- (1) 家計地震保険等の普及や被災者生活再建支援制度により自助と公助が充実しているものの、住宅再建費用が増加傾向にあり、大規模災害を経験した他の自治体において、さらなる公助による支援が行われている例もある。
- (2) こうしたなか、兵庫県においても被災地域の早期の再生に向けた独自の支援を行う必要性は認められ、その対策として共助による現行の給付金が選択肢の1つとして考えられる。

創設時

自 助	共 助
火災・地震保険※、自己資金 600万円	住宅再建共済制度 600万円

再建費用 1,200万円

現 状

自 助	公 助	共 助
火災・地震保険※、自己資金 1,100万円	被災者再建支援 制度 300万円	住宅再建共済制度 600万円

再建費用 2,000万円

※地震保険は火災保険の加入が必要(最大50%の付保制限)

●再建築費用の試算（現状）

一戸あたり平均床面積 (86.9m^2) \times 1 m^2 あたり再建築費用 (233千円) = 20,000千円

※ 「住宅土地統計調査」及び「建築着工統計」の数値を基に試算

※ 平均床面積の増加及び直近の物価高騰を反映

6 課題② 財政的リスク

- (1) 本制度は創設時に、県内で過去100年に発生した災害が今後100年でも発生すると想定し、加入者からの負担金を100年間ですべて給付する設計になっている。このため、100年間の被害が平均的に発生した場合には持続可能であるが、例えば、一度に複数の大きな災害が起これば給付金に充てる積立資産が不足する恐れがある。
- (2) 地震の再現率として100年間は短く、また、阪神・淡路大震災までの過去100年は地震災害の平穏期だったことを踏まえれば、確率論では、積立資産が不足するときが訪れる可能性がある。
- (3) これに対して兵庫県では、民間金融機関との損失補償契約のもと、(公財)兵庫県住宅再建共済基金が資金を借り入れて給付金を支給し、後年の負担金収入で返済することとしているが、創設以降、南海トラフの被害想定の発表等の情勢変化により、こうした事態を招くリスクが高まっている。

7 財政的リスクに対する対応策の検討

- (1) 給付所要額が積立資産を上回り、(公財)兵庫県住宅再建共済基金が給付金に充てるために借り入れた資金を、後年の負担金収入で返済できなければ、兵庫県が当該債務を返済することとなり、大きな財政的リスクを伴う。
- (2) 本制度が阪神・淡路大震災の経験と教訓を伝える仕組みとして、被災者の生活再建のために効果的かつ持続可能なものとなるよう、財政的リスクに対する対応策を検討した結果、現状では、給付金支払限度額の設定が適当であると考えられる。

【考えられる対応策】

- ① 給付金の減額
- ② 加入者負担金の増額
- ③ 再保険の活用
- ④ 給付金支払限度額の設定

8 対応策－① 給付金の減額

- (1) 給付額を現行より低く設定し、積立資産の減少を緩和することで、大規模災害時の支払余力を高めることができる。
- (2) 一方、今回の試算では、消費生活協同組合法に基づく共済事業者において基準とされる再現期間200年の地震による給付金所要額は最大でも176.5億円であり、現在既に約143億円が積み立てられていることから、大きく資産が不足しているとは言えない。
- (3) また、本制度でのこれまでの給付実績から、給付額を10%低く設定した場合の削減効果額は約4百万円/年であり、仮に、南海トラフ地震における最大所要額1,437億円まで支払余力を高めるためには192年が必要であり、現実的ではない。

8 対応策－② 加入者負担金の増額

- (1) 負担金収入の増により積立資産の拡大を図ることができるが、今回の試算では給付金支払額の年期待値が543百万円と、負担金収入（R6実績：808百万円）を下回っている。年期待値に対しては、平均から乖離する大規模災害に備えて割増しを考慮する必要があり、必ずしも現在の収入で十分であるとは言えないものの、直ちに増額する必要性は認められない。
- (2) 仮に、南海トラフ地震における最大所要額である1,437億円を今後30年で積み立てると想定した場合、約28,000円/年が必要となり、加入者の理解を得ることは難しい。

8 (試算) 共済給付金の減額、加入者負担金の増額

【前提条件】

- ・ 積立資産残高：143億円（R7.3末）
- ・ 年平均負担金収入：7.05億円（H17～R6実績）
- ・ 年平均給付金支払額：0.36億円（H17～R6実績）
- ・ 運用利回りゼロ、年平均負担金収入及び年平均給付金支払額は不变
- ・ 南海トラフ地震時の最大給付所要額：1,437億円
- ・ 加入者数：16万人

■試算1（共済給付金一律10%減額時の年間効果額）

$$\begin{aligned}
 ① \text{ 建築・購入} &: 4\text{億}7,775\text{万円} \times 0.1 = 4,778\text{万円} \\
 ② \text{ 補修(全壊)} &: 2\text{億}1,500\text{万円} \times 0.1 = 2,150\text{万円} \\
 ③ \text{ 建築・購入、補修しない} &: 250\text{万円} \times 0.1 = 25\text{万円} \\
 ④ \text{ 家財} &: 1,795\text{万円} \times 0.1 = 179\text{万円} \\
 \Rightarrow \text{年間効果額} &= (4,778\text{万円} + 2,150\text{万円} + 25\text{万円} + 179\text{万円}) / 20\text{年} \doteq 400\text{万円}
 \end{aligned}$$

■試算2（共済給付金一律10%減額時における南海トラフ地震時の最大給付所要額の積立必要年数）

$$\begin{aligned}
 ① \text{ 不足額} &: 1,437\text{億円} - 143\text{億円} = 1,294\text{億円} \\
 ② \text{ 年平均収支見込額} &: 7.05\text{億円} - 0.36\text{億円} + 0.04\text{億円} \text{ (年間減額効果額)} = 6.73\text{億円} \\
 \Rightarrow \text{積立必要年数} &= 1,294\text{億円} \div 6.73\text{億円} \doteq 192\text{年}
 \end{aligned}$$

■試算3（南海トラフ地震時に最大給付所要額を、今後30年(※)で積み立てたとした場合の加入者負担金の不足額）

$$\begin{aligned}
 ① \text{ 不足額} &: 1,437\text{億円} - 143\text{億円} = 1,294\text{億円} \\
 ② \text{ 年間積立必要額} &: 1,294\text{億円} \div 30\text{年} = 6.69\text{億円} \text{ (7.05億円-0.36億円)} \doteq 36\text{億円/年} \\
 ③ \text{ 一人当たりの加入者負担金額} &: 36\text{億円} \div 16\text{万人} = 22,500\text{円/年} \\
 \Rightarrow \text{年間共済負担金額} &= 5,000\text{円} + 22,500\text{円} \doteq 28,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(※)南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率は「60～90%以上」とされている

8 対応策－③ 再保険の活用

(1) 民間の共済では、海外の保険会社が再保険を引き受けているケースが多いが、保険料の水準が大きく変動するリスクがあり、専門的な交渉や調整能力が必要となる。

また、国内損害保険会社では、自社の家計地震保険の再保険を政府に引き受けもらっていることとの整合性や、兵庫県内のみで多数の損害が同時に発生する集積リスクが高いことなどから、保険料と保険金の試算が困難となる可能性がある。

(2) 兵庫県住宅再建共済制度の運営に再保険を活用することは、現状では有効な対応策とは言えない。

8 対応策－④ 給付金支払限度額の設定

- (1) 民間の保険・共済では、1回の地震等による支払限度額の設定と再保険の活用により、想定を超える大規模災害にも対応できる支払余力を有しているケースが多い。
- (2) 本制度においてもこうした対策を講じなければ、給付金所要額が積立資産を上回った場合の財政的リスクを回避することは困難であり、再保険の活用が期待できないなかでは、支払限度額の設定が必要であると考えられる。
- (3) 支払限度額を設定し、給付金を積立資産のなかで分けあうことは、相互扶助の仕組みである本制度の理念に合致し、負担金の総額と給付金の総額を等しくする「収支相等の原則」からも適切である。
- (4) 支払限度額の設定にあたっては、同一年度に複数の大規模災害が発生する可能性や複数年一括支払による現加入者に対する後年度の支払いの必要性を踏まえて、その基準額及び設定方法を検討する必要がある。

なお、民間では、地震については、再現期間200年の災害に対応する支払額を想定しているケースが多く、こうした例を参考に基準額を検討したうえで、実際の限度額については、積立資産の状況を踏まえて災害の都度決定することが考えられる。

9 関連条項の取扱い ①条例第14条（損失補償）

- (1) (公財) 兵庫県住宅再建共済基金が給付金に充てるための資金を金融機関から借り入れ、当該金融機関に損失が生じたときは、県がこれを補償することが定められている。
- (2) これは、保険業法が保険業を行う者に対して、保険契約者等の保護を求めていることと同様に、県の責任のもとで確実に給付を行うための措置であると考えられる。
- (3) しかしながら、給付金支払限度額を設定するものとし、積立資産の範囲内で給付する場合は、資金の借入れが不要となることから、この条項についても、削除を含めた検討が必要である。

兵庫県住宅再建共済制度条例

(損失補償)

第 14 条 県は、共済基金が、共済給付金の給付に充てるため、金融機関から資金の貸付けを受けた場合において、当該金融機関に損失が生じたときは、予算の定めるところにより、当該金融機関に対してその損失を補償するものとする。この場合において、共済基金は、当該補償に係る額を県に支払わなければならない。

9 関連条項の取扱い ②条例第6条第6項第1号（複数年一括支払い）

- (1) 当該条項では、複数年一括による納付の場合に負担金の額を減額できる旨が定められている。
- (2) 一方、自然災害が頻発化・激甚化するなか、長期にわたる災害発生リスクの評価が困難であるとともに、給付金支払限度額の導入により、大規模災害発生時に後年度の支払余力が十分でなくなることも考えられることから、廃止を含めて検討が必要である。

兵庫県住宅再建共済制度条例

(共済負担金)

第6条

6 次に掲げる場合に該当するときは、前各項の共済負担金の額を減額することができる。

- (1) 共済制度に加入しようとする者が複数の共済期間について一括して共済負担金を納付する場合

【参考】民間の保険・共済の例

- ・民間の地震保険の契約期間は最長5年
- ・民間の火災保険が2022年10月から契約期間を見直し（契約期間10年を廃止）

10 制度見直しに伴う共済契約の取扱い

- (1) 制度の見直し変更にあたっては、兵庫県住宅再建共済制度約款の変更が必要であり、すべての加入者に対して意思確認（変更後の約款による「継続加入」もしくは「契約解消」）を行う。
- (2) 複数年一括支払による加入者についても旧約款は適用されず、一括支払の対象の残り期間について、変更後の約款による継続の可否の意思確認が必要。

参 考 资 料

(参考1) 共済給付金所要額の試算結果

大規模災害時における共済給付金所要額について、共済加入者の行動を5つのパターンで推計し、そのうち、フェニックス共済のこれまでの支給実績と同様に行動するケースと、最も給付額が多くなるケース（半壊以上が全て建築・購入）とともに検討した。

(1) 大規模災害時における給付金所要額

ア 確率分析結果（地震・風水災）

再現期間 〔年超過確率〕	試算区分	70年 〔1.429%〕	100年 〔1.00%〕	200年 〔0.500%〕	500年 〔0.200%〕	1000年 〔0.100%〕
地 震	共済支給実績	12.2億円	24.2億円	59.5億円	154.6億円	227.8億円
	最も多くなるケース	36.2億円	72.9億円	176.5億円	444.2億円	669.4億円
風水災	共済支給実績	7.6億円	10.3億円	18.6億円	34.3億円	49.5億円
	最も多くなるケース	22.7億円	30.8億円	52.0億円	96.7億円	128.0億円

※ 消費生活協同組合法により設立された共済事業者は、再現期間200年の地震災害と70年の風水害リスクに相当する支払能力を有することが適当とされている。

イ 南海トラフ地震

シナリオ名	震源域	想定マグニチュード	給付金所要額	
			共済支給実績	最も多くなるケース
1707年宝永地震クラス	和歌山県南方沖	8.6	29億円	87億円
1946年昭和南海地震クラス	和歌山県南方沖	8.0	27億円	82億円
M9クラスの南海トラフ地震	和歌山県南方沖	9.0	501億円	1,437億円

〈参考1〉 試算に用いた共済加入者の5つの行動パターン

パターン①：全壊は全て「建築・購入」、それ以外は「補修」で再建した場合

パターン②：大規模半壊以上は全て「建築・購入」、それ以外は「補修」で再建した場合

パターン③：半壊以上は全て「建築・購入」で再建した場合（給付金が最も多くなるケース）

パターン④：兵庫県住宅再建共済の支給実績で再建した場合

パターン⑤：被災者生活再建支援法加算支援金の支給実績で再建した場合

〈参考2〉 共済給付金積立資産 約143億円（R6年度末）

（2）年平均給付金所要額

半壊以上の建物を全て「建築・購入」した場合

・給付金所要額の年平均期待値は、543百万円・・・・・・・・・・・・ (A)

・現在のフェニックス共済の年間負担金収入は808百万円（R6年度） (B)

543百万円 (A) < 808百万円 (B)

(参考2) 制度創設の経緯

時 期	主な動き
平成7年10月	兵庫県が住宅地震災害共済保険制度を提唱（全額共済（保険）、最大1,700万円）
平成7年12月	兵庫県議会が「新たな保険・共済制度の創設を求める意見書」を採択
平成8年2月～4月	兵庫県議会自民党議員団が全国都道府県を行脚 → 全都道府県議会で意見書採択
平成9年2月	2500万人署名を内閣総理大臣あて提出 (自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議)
平成9年4月	阪神・淡路大震災復興基金による「被災者生活再建支援金」制度創設 兵庫県などが「総合的国民安心システム」を発表
平成10年5月	議員立法により被災者生活再建支援法成立（施行日：平成10年11月6日） 〔生活再建支援制度創設：最大100万円〕
平成12年10月～	「自然災害から国民を守る国会議員の会」が「被災者住宅再建支援法案骨子」を発表したものの、「私有財産への支援の公共性」について、国、市町村、中央防災会議の間で意見が分かれる
平成15年5月	兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会を設置（座長：室崎益輝消防研究所理事長（当時）） 〔県単独制度実現可能性の検討に着手〕
平成15年7月	全国知事会が都道府県間の相互扶助により、住宅再建支援を行う案を提示
平成16年3月	改正被災者生活再建支援法が成立（施行日：平成16年4月1日） 〔居住安定支援制度創設：最大200万円〕
平成17年1月	兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会の室崎座長が知事に最終報告を提出
平成17年3月	兵庫県住宅再建共済制度条例が県議会で可決（施行日：平成17年9月1日）
平成17年9月	兵庫県住宅再建共済制度スタート

(参考3) 制度の概要

(1) 住宅再建共済（住宅所有者）

被害認定（損害割合）	負担金	給付金		
		建築・購入の場合	補修の場合	建築・購入、補修しない場合
全壊（50%以上）	年額 5,000円	6 0 0 万円	2 0 0 万円	1 0 万円
大規模半壊（40%以上50%未満）			1 0 0 万円	
中規模半壊・半壊（20%以上40%未満）			5 0 万円	
特約 準半壊（10%以上20%未満） H26～	+ 500円	2 5 万円		1 0 万円

(2) 家財再建共済（H22～）

被害認定（損害割合）	負担金	給付金	
		購入または修復した場合	
全壊（50%以上）		5 0 万円	
大規模半壊（40%以上50%未満）	単独加入：年額1,500円	3 5 万円	
中規模半壊・半壊（20%以上40%未満）	住宅とセット加入：年額1,000円	2 5 万円	
床上浸水		1 5 万円	

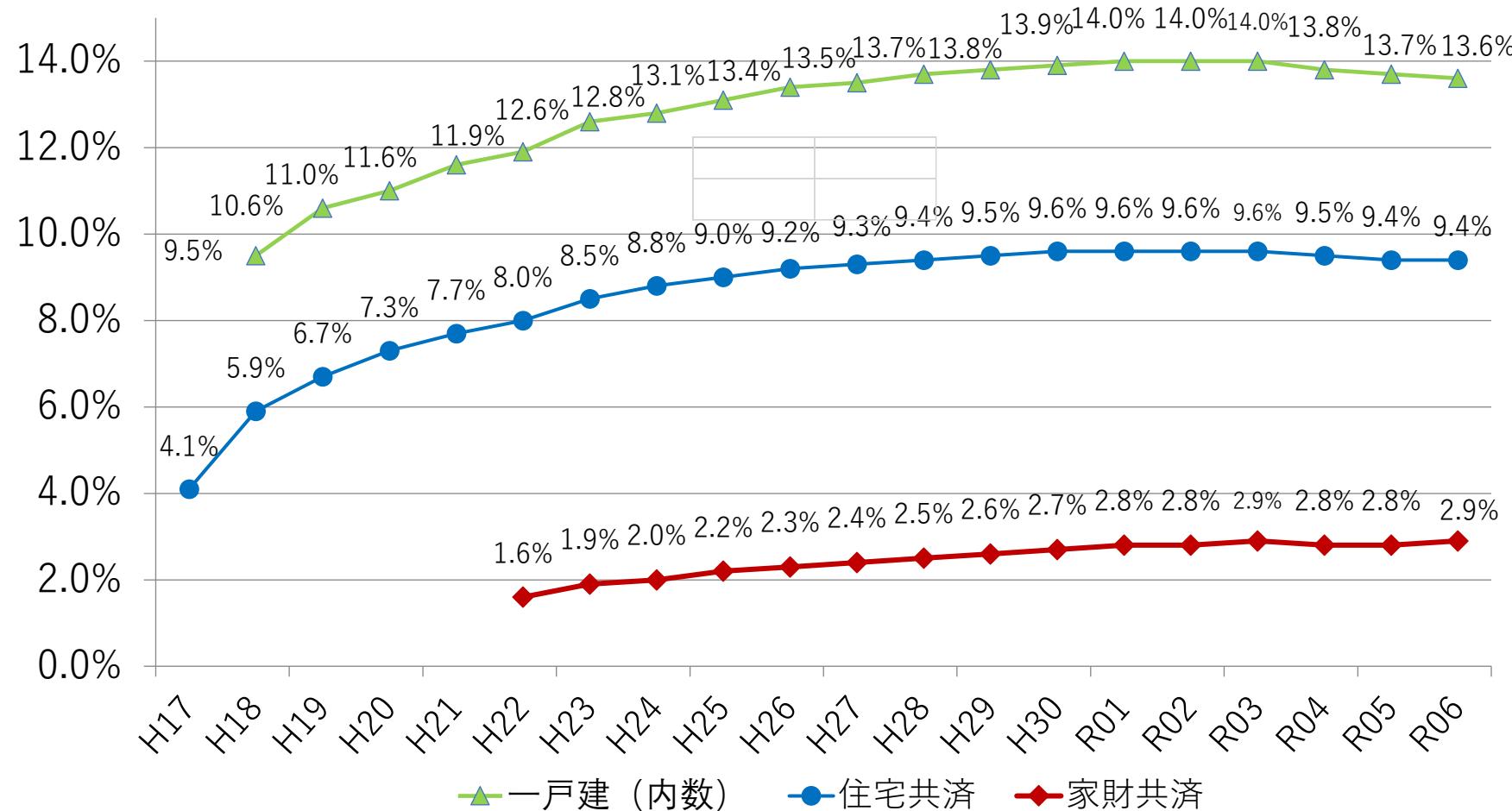
(参考4-1) 加入状況(共済区分別)(令和7年3月31日現在)

区分	R7.3月末(A)		R6.3月末(B)		差引(A)-(B)	
	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率
住宅再建共済	166,117戸	9.4%	166,892戸	9.4%	▲775戸	▲0.0%
準半壊特約	97,207戸	*58.5%	96,527戸	*57.8%	680戸	*0.7%
家財再建共済	58,302戸	2.9%	57,671戸	2.8%	631戸	0.1%

〈新規加入戸数4,433戸/脱退戸数5,208戸〉

〈新規加入戸数3,862戸/脱退戸数3,182戸〉

〈新規加入戸数2,139戸/脱退戸数1,508戸〉



(参考4－2) 加入状況（市町別）（令和7年3月31日現在）

- 淡路3市の加入率が高く、3市の平均加入率は23.1%。
- 住宅再建共済の加入率は南あわじ市が30.4%と最も高く、次いで佐用町30.1%、神河町25.1%となっている。
- 都市部の加入率が低い理由は、借家やマンション等、共同住宅の占める割合が相対的に高いことから、結果として全体の加入率を押し下げている。

区分	住宅所有者加入		準半壟特約		家財共済	
	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率
神戸市	35,754	7.2%	23,049	64.5%	11,015	1.8%
阪尼崎市	8,960	5.5%	5,884	65.7%	3,382	1.8%
神西宮市	9,843	7.0%	5,821	59.1%	3,239	1.8%
南芦屋市	1,995	6.6%	1,254	62.9%	658	1.8%
阪伊丹市	3,983	6.6%	2,331	58.5%	1,538	2.2%
神宝塚市	5,498	7.5%	3,552	64.6%	2,126	2.6%
北川西市	4,428	8.4%	2,798	63.2%	1,834	3.3%
三田市	2,809	9.0%	1,911	68.0%	1,085	3.2%
猪名川町	1,048	11.9%	714	68.1%	484	5.3%
東明石市	9,243	9.7%	4,720	51.1%	2,766	2.6%
播磨加古川市	9,809	12.2%	6,105	62.2%	3,499	4.0%
高砂市	3,909	13.7%	2,444	62.5%	1,668	5.2%
稻美町	1,124	11.9%	610	54.3%	364	3.8%
播磨町	1,508	13.9%	849	56.3%	596	5.1%
北西脇市	1,481	11.2%	777	52.5%	560	3.8%
播磨三木市	3,352	13.5%	1,988	59.3%	1,317	5.1%
小野市	2,902	22.2%	1,374	47.3%	912	6.2%
播磨加西市	1,396	10.5%	778	55.7%	494	3.5%
播磨加東市	1,211	11.5%	595	49.1%	418	3.4%
播磨多可町	759	12.2%	429	56.5%	288	4.6%
中姫路市	14,724	8.5%	8,139	55.3%	5,564	2.9%
播磨市川町	789	19.4%	378	47.9%	247	6.0%
播磨福崎町	933	15.5%	506	54.2%	376	5.9%
播磨神河町	921	25.1%	513	55.7%	355	9.7%

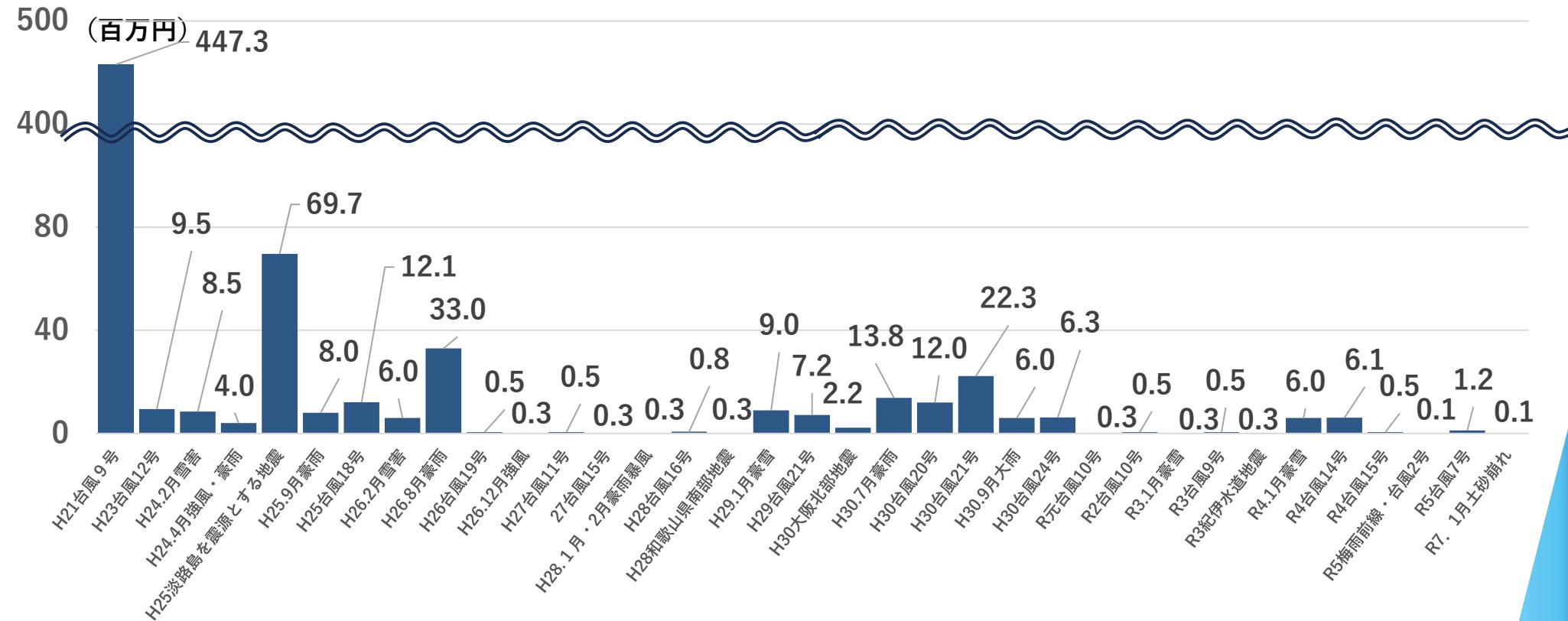
区分	住宅所有者加入		準半壟特約		家財共済		
	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率	加入戸数	加入率	
西播磨	相生市	1,592	14.9%	781	49.1%	485	4.3%
	たつの市	4,635	19.9%	2,077	44.8%	1,524	6.3%
	赤穂市	1,965	12.7%	1,091	55.5%	782	4.9%
	宍粟市	2,300	19.8%	1,198	52.1%	840	6.6%
	太子町	1,488	15.9%	766	51.5%	527	5.2%
	上郡町	821	14.8%	444	54.1%	328	5.6%
但馬	佐用町	1,780	30.1%	866	48.7%	750	11.9%
	豊岡市	3,848	15.1%	1,869	48.6%	1,526	5.5%
	養父市	1,220	15.3%	527	43.2%	423	4.8%
	朝来市	1,278	12.3%	602	47.1%	448	4.1%
	香美町	909	14.3%	400	44.0%	274	4.2%
	新温泉町	725	14.1%	308	42.5%	227	4.4%
淡路	丹波篠山	1,715	12.7%	962	56.1%	626	4.3%
	丹波市	2,754	13.7%	1,553	56.4%	1,028	5.0%
	洲本市	3,565	21.2%	2,126	59.6%	1,303	7.2%
	南あわじ	4,632	30.4%	2,498	53.9%	1,505	9.4%
	淡路市	2,511	17.7%	1,620	64.5%	921	5.5%
	合計	166,117	9.4%	97,207	58.5%	58,302	2.9%
対象戸数		1,770,252		166,117		2,025,329	

※ 対象戸数は、平成15年住宅土地統計調査に基づく推計値。

※ 全体の加入戸数には管理組合加入の該当戸数分を含む

(参考5) 住宅再建共済給付金支給実績（災害別）

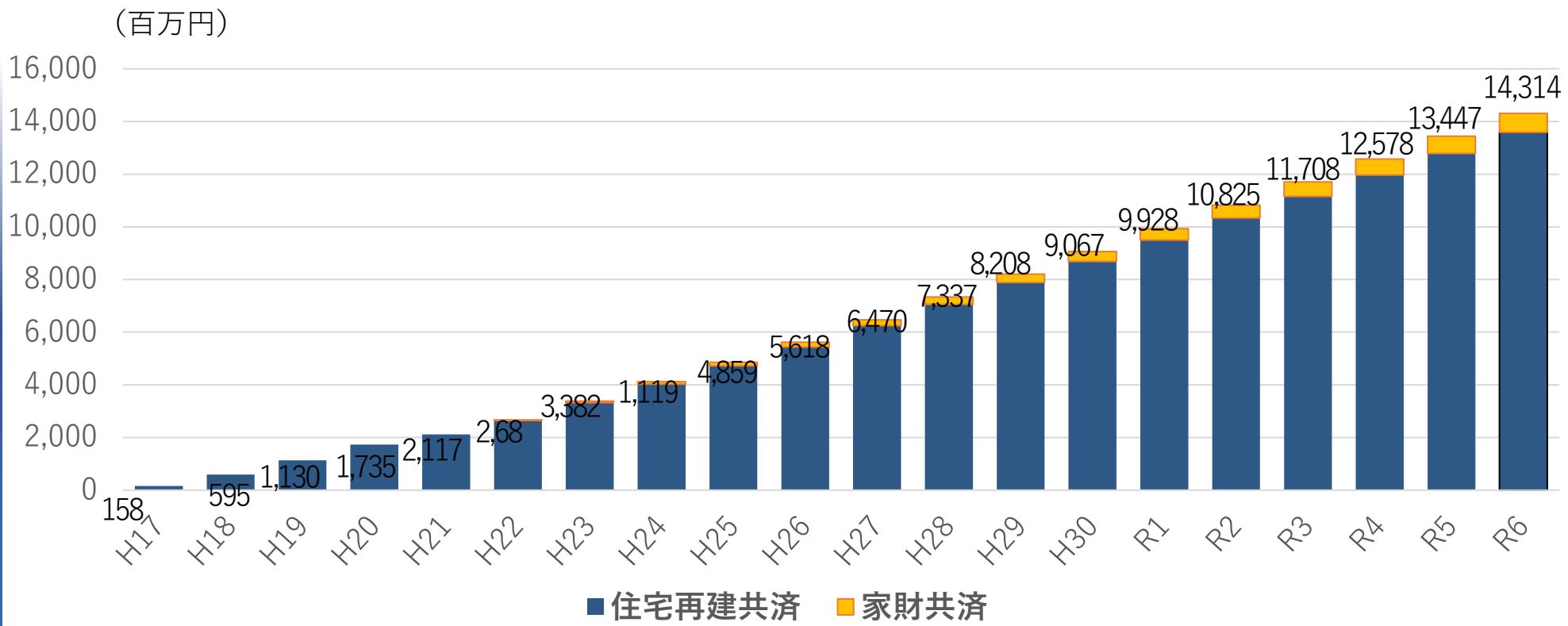
- 平成17年9月に制度創設以降、令和7年3月末時点で456世帯、6億9,525万円の給付金を給付。
- 給付金の支払額が最も多かった災害は、佐用町に甚大な被害をもたらした平成21年台風第9号災害で4億4,730万円。



災害名	主な被災地市町	戸数	金額
平成21年台風第9号災害	佐用町、宍粟市、朝来市、豊岡市、上郡町	215戸	447,300千円
平成25年4月淡路島を震源とする地震	洲本市、淡路市、南あわじ市	31戸	69,700千円
平成26年8月豪雨災害	丹波市	16戸	33,000千円
平成30年台風第21号災害ほか31災害			194戸 145,250千円
計			456戸 695,250千円

(参考6) 積立資産残高の推移

- 令和6年度期末残高は143億1千万円**（住宅再建共済135億9千万円、家財共済7億24百万円）
- 近年は、多額の給付金支給を伴う災害が発生していないこともあり、**毎年8億円程度の増加で推移**。



■ 年度別期末残高

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
住宅再建共済	158	595	1,130	1,735	2,117	2,643	3,327	4,024	4,723	5,439	6,244	7,061	7,882	8,688	9,493	10,333	11,158	11,970	12,782	13,590
家財共済	0	0	0	0	0	25	55	95	136	179	226	276	326	379	435	492	550	608	665	724
計	158	595	1,130	1,735	2,117	2,668	3,382	4,119	4,859	5,618	6,470	7,337	8,208	9,067	9,928	10,825	11,708	12,578	13,447	14,314
対前年度増減		437	535	605	382	551	714	737	740	759	852	867	871	859	861	897	883	870	869	867

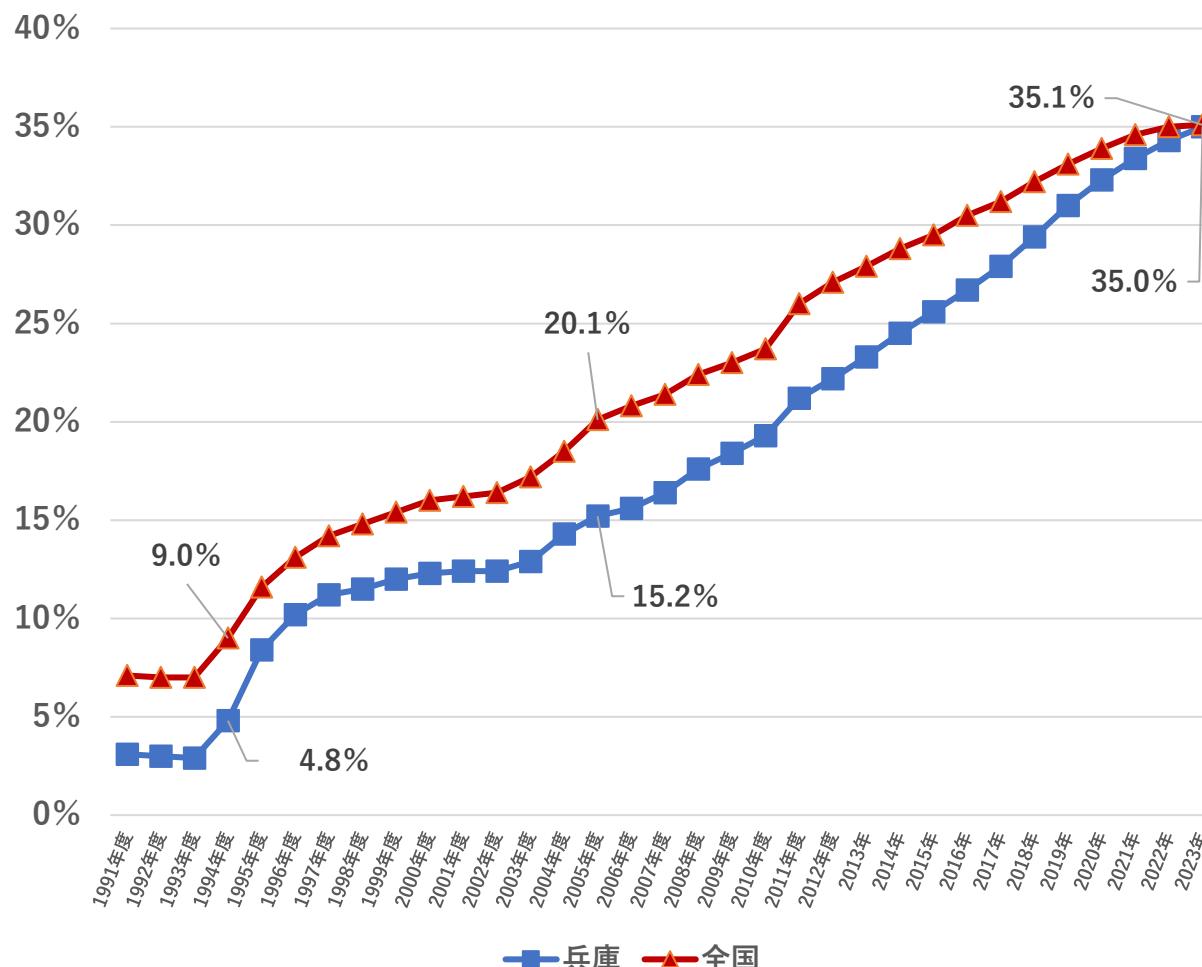
(参考7) 被災者生活再建支援制度の改正概要



(参考8) 地震保険世帯加入率の推移

- 制度創設時に、全国で20.1%だった県内住宅の地震保険加入率も現在では35.1%まで上昇しており、自助の備えの取組が進んできている。

■ 地震保険加入率の推移（1991年以降）



■ 地震保険加入率（都道府県別）

都道府県名	加入率	都道府県名	加入率
宮城県	53.6%	茨城県	32.1%
愛知県	44.5%	鳥取県	32.1%
熊本県	44.1%	岡山県	31.0%
岐阜県	41.1%	石川県	30.7%
福岡県	39.4%	鹿児島県	30.7%
大阪府	38.7%	山口県	30.6%
京都府	37.8%	大分県	30.6%
神奈川県	37.3%	愛媛県	30.5%
東京都	36.9%	佐賀県	30.4%
山梨県	36.8%	北海道	29.8%
香川県	36.7%	宮崎県	29.4%
福島県	36.6%	長野県	28.8%
滋賀県	36.2%	高知県	28.8%
千葉県	35.9%	群馬県	28.1%
福井県	35.5%	岩手県	28.0%
奈良県	35.5%	富山县	27.5%
兵庫県	35.0%	新潟県	27.3%
広島県	35.0%	山形県	26.8%
和歌山县	34.0%	秋田県	26.1%
栃木県	33.9%	青森県	25.1%
埼玉県	33.7%	島根県	22.4%
三重県	33.0%	長崎県	21.2%
静岡県	32.8%	沖縄県	18.2%
徳島県	32.5%	全国平均	35.1%

(出典) 損害保険料率算出機構

(参考9) 都道府県独自の被災者生活再建支援制度

1 信州被災者生活再建支援制度（長野県）

- ・対象災害：県内において住家半壊被害が1世帯以上発生した災害
- ・最大支給額：全壊300万円、大規模半壊250万円、中規模半壊125万円、半壊50万円
※支援法適用時は、中規模半壊世帯及び半壊世帯（解体世帯除く）のみ、それぞれ25万円、最大50万円

2 被災者生活・住宅再建支援事業費補助金（岐阜県）

- ・対象災害：県内又は隣接県内で支援法が適用された災害及び知事が特に必要と認めた災害
- ・最大支給額：全壊300万円、大規模半壊250万円、中規模半壊100万円、半壊50万円
※支援法適用時は、中規模半壊世帯で賃借を行う世帯及び半壊世帯（解体世帯除く）のみ、それぞれ25万円、50万円

3 被災者生活再建支援制度（滋賀県）

- ・対象災害：県内で5世帯以上の全壊被害が発生した災害、知事が被災市町長と協議により決定した災害
- ・最大支給額：全壊300万円、大規模半壊250万円、中規模半壊135万円、半壊110万円、床上浸水50万円
※支援法適用時は、中規模半壊世帯で補修または賃借を行う世帯及び半壊世帯（解体世帯除く）、床上浸水世帯のみ、それぞれ60万円、最大110万円、50万円

4 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金（京都府）

- ・対象災害：被災者生活再建支援法が府内で適用された自然災害等、知事が別に定める災害
- ・最大支給額：全壊300万円、大規模半壊250万円、中規模半壊・半壊150万円、床上浸水・一部損壊50万円
※支援法適用時は、全壊150万円、大規模半壊100万円、中規模半壊・半壊150万円、床上浸水・一部損壊50万円

5 被災者住宅再建支援事業補助金（福岡県）

- ・対象災害：被災者生活再建支援法が県内に適用される自然災害
- ・支援内容：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊（解体世帯のみ）世帯が県内で住宅を再建するため金融機関等から融資を受けた場合の利子を一部助成（最大100万円）

6 みやぎ水災・地震保険スタートアップ補助金（宮城県）

- ・実施主体：宮城県
- ・補助内容：初年度の保険（共済）掛金の1/2を補助
- ・上限額：水災・地震それぞれ住家5千円、家財1千円、最大1万2千円

兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会の概要

1 検討会の構成

座長 永野 康行	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長・教授
委員（五十音順）	
庵 逸 典 章	佐用町長（兵庫県町村会推薦）
桑 名 謹 三	関西大学社会安全学部 教授
鈴 木 尉 久	弁護士（兵庫県弁護士会推薦）
松 本 真	尼崎市長（兵庫県市長会推薦）
山 崎 栄 一	関西大学社会安全学部 教授
吉 澤 卓 哉	京都産業大学法学部 教授

2 検討会の開催状況

第1回 令和7年5月23日（金）	現状と課題のについて
第2回 令和7年9月1日（月）	「中間とりまとめ」について
第3回 令和7年11月7日（金）	「最終報告（案）」について